

質問回答書

件 名 金沢工場焼却灰資源化処理委託

質 問	回 答
<p>【1】 特記仕様書 3 輸送及び処理予定量より、各月の処理量については別途協議を行うものとするがありますが、契約後の協議は7月中には整うと考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。</p>	<p>【1】 7月中に協議が整うという確約はできません。理由は下記のとおりです。 1つ目は本市と受託者施設が所在する自治体との協議を整える必要があるためです。 2つ目は本市焼却工場の各週、各日の焼却灰発生見込み量と、受託者による各週、各日の処理可能な量との兼ね合いを鑑みる必要があるためです。</p>
<p>【2】 特記仕様書 6 委託業務内容(4)より、焼却工場からの焼却灰の搬出は、設備点検日（連続する7日程度）を除く日とありますが、何月を想定していますか、ご教示願います。</p>	<p>【2】 設備点検日は令和7年2月を想定しています。</p>
<p>【3】 特記仕様書 6 委託業務内容(4)より、搬出量は原則平準化するとありますが、2～3カ月集中して搬出して頂くこと（例えば7月～9月末までなど）はできますでしょうか、ご教示願います。</p>	<p>【3】 本市としては焼却灰の搬出管理上、定期的に搬出する必要があるため、2～3カ月集中して搬出することは想定していません。 本市焼却工場の各週、各日の焼却灰発生見込み量と、受託者による各週、各日の処理可能な量との兼ね合いを鑑みる必要があり、各月の処理量（搬出量）については別途協議次第となります。</p>
<p>【4】 7月～3月までの搬出期間とあるが、弊社のある自治体との事前協議を経てからの搬入となると、搬出期間が後半3カ月くらいとなることが見込まれます。その場合でも搬出には問題ないかどうかご回答願います。</p>	<p>【4】 搬出期間が後半3カ月程度となっても、搬出には影響ないと考えています。 なお、受託者施設が所在する自治体との協議が整った後の月数で原則平準化して搬出していただきます。</p>